

## 「倫理規程」に基づく職員の行動指針

### 1 差別の禁止

- ① 子ども扱いをするなど、その人の年齢にふさわしくない接し方はしません。
- ② 障害の程度、能力、性別、年齢等で差別しません。
- ③ 利用者本人の前で障害の呼称、状態を表す用語を差別的に使いません。
- ④ 障害のために克服が困難なことを、本人の責任とするような発言はしません。
- ⑤ 利用者に対して、偏見や先入観をもって接しすることはしません。
- ⑥ 利用者の言葉や動作等のまねをしたり、利用者の行為を嘲笑したり、興味本位で接することはしません。

### 2 利用者の主体性と個性の尊重

- ① 利用者の入退所、移動に当たっては、本人、保護者、家族に十分な説明を行い、本人が選択する機会が得られるように努めます。
- ② 利用者一人ひとりに、個別援助、支援計画を作成します。又、個別援助、支援計画の実施にあたっては、本人、保護者、家族への説明を行い、同意を得た上で行います。
- ③ 施設運営、サービス内容等に対する利用者、保護者、家族の意見、要望等を聞く機会を定期的に設け、意見等が反映されるように努めます。
- ④ 行事や活動計画には、計画の段階から、利用者に伝え、協議し、利用者が参加できるように努めます。
- ⑤ 利用者の個人的好み、嗜好を尊重します。
- ⑥ 利用者の活動においては、利用者の生活暦をよく知り、施設利用までの生活習慣を尊重するように努めます。
- ⑦ 利用者が意思決定できる機会を増やし、自己実現に向けた支援、介護を行います。

### 3 プライバシーの保障

- ① 職務上、知り得た利用者個人の情報は、他に漏らしません。
- ② 本人、保護者、家族の了解なし、所持品の確認は行いません。
- ③ 本人、保護者、家族の了解なしに、本人の写真や名前、作品を掲示、展示、公開したりしません。
- ④ 本人、保護者、家族の了解なしに、主治医から情報を得ることはしません。
- ⑤ 他の機関への情報提供がたとえ本人の利益のためであっても、本人、保護者、家族の了解なしに

は行いません。

- ⑥ 利用者のプライバシーに関する話を、他の利用者の前ではしません。

#### 4 人権の尊重と対等な立場での支援、介護、援助

- ① 利用者と職員は、対等な関係にあり、年齢にふさわしい敬称で呼び合うように努めます。
- ② 利用者に対して、性的に不快にさせるあらゆるセクシャルハラスメントに該当する行為、及び該当する恐れのある行為をしません。
- ③ 利用者に対して交換条件を持ち出しません。
- ④ 利用者が理解しやすい言葉や表現を使うように努めます。
- ⑤ 利用者の嫌がることを強要しません。